

改正後全文

埼玉県保育対策総合支援事業実施要綱

(目的)

第1条 地域の実情に応じた多様な保育需要に対応するため、小規模保育の設置等による保育の受け皿の確保や保育の担い手となる保育人材の確保に必要な措置を総合的に講ずることで、待機児童の解消を図るとともに、子供を安心して育てることができる環境整備を行うことを目的とする。

(事業)

第2条 この要綱において、次の事業を埼玉県保育対策総合支援事業とする。

- 一 保育体制強化事業（別添1保育体制強化事業実施要綱のとおり）
 - 二 保育補助者雇上強化事業（別添2保育補助者雇上強化事業実施要綱のとおり）
 - 三 障害児受入促進事業（別添3障害児受入促進事業実施要綱のとおり）
 - 四 医療的ケア児保育支援事業（別添4医療的ケア児保育支援事業実施要綱のとおり）
- 2 各事業の実施については、別添1～4に定めるところによるものとする。

附 則

この要綱は、平成27年6月15日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

この要綱は、平成28年10月26日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

この要綱は、平成30年3月15日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

この要綱は、平成31年3月14日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

この要綱は、令和元年11月14日から施行し、平成31年4月1日から適用する。

この要綱は、令和3年2月5日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

この要綱は、令和4年1月26日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

この要綱は、令和5年1月24日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

この要綱は、令和5年11月16日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

この要綱は、令和6年10月23日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

この要綱は、令和8年2月5日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

別添 1

保育体制強化事業実施要綱

1 事業の目的

地域住民や子育て経験者などの地域の多様な人材（以下「保育支援者」という。）を保育に係る周辺業務に活用し、保育士の負担を軽減することによって、保育の体制を強化し、保育士の就業継続及び離職防止を図り、保育士が働きやすい職場環境を整備するとともに、児童の園外活動時や特に見守り等が必要な時間帯の安全管理を図ることを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、市町村が認めた者とする。なお、市町村が認めた者へ委託等を行うことができる。

3 事業の内容

保育支援者の配置、散歩等の児童の園外活動時の見守り等及びスポット支援員の配置に要する費用の一部を補助する。

4 対象施設

（1）保育支援者の配置

市町村以外の者が設置する保育所及び幼保連携型認定こども園（以下「保育所等」という。）

（2）児童の園外活動の見守り等及び（3）スポット支援員の配置

市町村以外の者が設置する保育所、幼保連携型認定こども園、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業及び幼稚園型認定こども園

5 実施要件

（1）保育支援者の配置

① 保育支援者は、保育士資格を有しない者で、保育に係る次の周辺業務を行うものとする。

ア 保育設備、遊ぶ場所、遊具等の消毒・清掃

イ 給食の配膳・あとかたづけ

ウ 寝具の用意・あとかたづけ

エ 外国人の児童の保護者とのやりとりに係る通訳及び翻訳

オ 児童の園外活動時の見守り等

カ その他、保育士の負担軽減に資する業務

② 保育支援者は、平成26年4月1日以降、新たに保育所等に配置された者とすること。

③ 本事業は、保育士の負担軽減を図ることを目的としているため、保育支援者を配置する保育所等は、市町村に対し、実施計画書を提出するものとする。実施計画書には、①本事業による保育支援者の業務及び保育士の業務負担が軽減される内容、②職員の雇用管理や勤務環境の改善に関する取組（保育支援者の配置を除く。）を記載すること。

（2）児童の園外活動時の見守り等

- ① 本業務は、散歩等の園外活動時において、散歩の経路、目的地における危険箇所の確認、道路を歩く際の体制・安全確認等、現地での児童の行動把握などを行うものとする。
- ② 本業務を行う者は、以下のいずれかの要件を満たすこと。
 - ア 市町村が認めた交通安全に関する講習会等を修了した者
 - イ 安全管理に知見を有する者として市町村が認めた者（いわゆる「キッズ・ガード」）
- ③ 本業務を行う場合は、「保育所等における園外活動時の安全管理に関する留意事項」（令和元年6月21日）に留意して実施すること。

（3）スポット支援員の配置

- ① 本事業は、登園時の繁忙な時間帯やプール活動時など、特に見守りや児童の所在確認等が必要な時間帯にスポット支援員を配置し、安全な保育体制の強化を行うものとする。
- ② スポット支援員は、平成26年4月1日以降、新たに配置された者とすること。
- ③ スポット支援員は、対象施設が5（1）の事業と合わせて実施する場合は、5（1）で配置した保育支援者とは別に加配すること。

6 留意事項

本事業に要する費用について、子ども・子育て支援法第11条に規定する子どものための教育・保育給付やその他の補助事業により、その経費が交付される場合には、対象としないこと。

7 費用

県は別に定めるところにより、市町村が認めた者が実施する事業に対して補助するものとする。

別添 2

保育補助者雇上強化事業実施要綱

1 事業の目的

保育士資格を持たない保育所等に勤務する保育士の補助を行う者（以下「保育補助者」という。）及び保育士として職場復帰を目指す保育士（以下「有資格保育補助者」という。）を保育所等に勤務する保育士の補助を行う者として雇い上げることにより、保育士の業務負担を軽減し、保育士の離職防止を図り、保育人材の確保を行うことを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、市町村（指定都市及び中核市を除く。以下同じ。）、又は市町村が認めた者とする。なお、市町村が認めた者へ委託等を行うことができる。

3 事業の内容

保育士の勤務環境改善に取り組んでいる保育事業者に対し、保育補助者及び有資格保育補助者（以下「保育補助者等」という。）の雇上げに必要な費用の一部を補助する。

4 対象者

本事業の対象となる者は、新たに保育補助者等の雇上げを行う以下の施設又は事業者とする。

- (1) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 7 条に規定する保育所及び幼保連携型認定こども園（地方公共団体が運営するものを除く。）
- (2) 児童福祉法第 6 条の 3 第 10 項に規定する小規模保育事業を行う者（子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 29 条に規定する地域型保育給付費又は同法第 30 条に規定する特例地域型保育給付費の支給の算定の対象となる者を雇い上げる場合を除く。（3）の事業において同じ。）
- (3) 児童福祉法第 6 条の 3 第 12 項に規定する事業所内保育事業を行う者
- (4) 子ども・子育て支援法第 59 条の 2 第 1 項に規定する仕事・子育て両立支援事業のうち、「企業主導型保育事業等の実施について」（平成 29 年 4 月 27 日府子本第 370 号・雇児発 0427 第 2 号）の別紙「企業主導型保育事業費補助金実施要綱」の第 2 の 1 に定める企業主導型保育事業を行う者

5 実施要件

本事業により雇い上げる保育補助者等は、以下の要件をいずれも満たす者とする。

- (1) 保育補助者は、保育士資格を有していない者であること。
- (2) 有資格保育補助者は、保育士資格を有する者であって現に保育士として就業していない者であること。なお、有資格保育補助者としての従事期間は採用から 1 年を限度とする。
- (3) 保育に関する 40 時間以上の実習を受けた者又はこれと同等の知識及び技

能があると市町村が認めた者であること。

なお、実習の実施方法等については、「「保育補助者雇上費貸付事業」及び「保育補助者雇上強化事業」の保育補助者について」（平成 30 年 9 月 13 日付け厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡）によること。

6 実施計画書

対象者は、市町村に対し、実施計画書を提出するものとする。実施計画書には、①本事業による保育補助者等の業務及び保育士の業務負担が軽減される内容、②職員の雇用管理や勤務環境の改善に関する取組（保育補助者等の配置を除く。）、③保育補助者については、資格取得に向けた支援の取組（勤務時間調整や講習受講の機会の確保等）を記載すること。

7 留意事項

- (1) 本事業により新たに雇上げを行った保育補助者は、雇上げを行った年度の翌年度以降も引き続き、本事業の対象者とすることができること。
- (2) 本事業による雇上げに係る費用について、子ども・子育て支援法第 11 条に規定する子どものための教育・保育給付やその他の事業により、その経費が交付される場合には、対象としないこと。
- (3) 実施計画書の作成における上記 6 ③については、資格取得時期の見込みについて明記すること。

8 費用

本事業に要する費用の一部について、県は別に定めるところにより、市町村又は市町村が認めた者が実施する事業に対して補助するものとする。

別添 3

障害児受入促進事業実施要綱

1 事業の目的

既存の保育所、認定こども園、家庭的保育事業所又は小規模保育事業所（以下、「保育所等」という。）において、障害児（医療的ケア児（人工呼吸器を装着している児童その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある児童をいう。）を含む。以下同じ。）を受け入れるための改修等により、保育所等の保育環境の改善を図り、子どもを安心して育てることができる体制整備を行うことを目的とする。

2 実施主体

市町村又は市町村が認めた者とする。

なお、市町村が認めた者へ委託等を行うことができる。

3 事業の内容

既存の保育所等において、障害児を受け入れるために必要な改修等を行う事業

4 対象事業の制限

（1）次に掲げる事業については、対象としないものとする。

- ① 国が別途定める国庫負担金、補助金、交付金の対象となる事業
- ② 施設整備を目的とする事業（土地や既存建物の買収、土地の整地等を含む）
- ③ 既存施設の破損や老朽化に伴う改修・修繕を目的とする事業

（2）当該年度中又は翌年度中に障害児の受入れを予定している保育所等を対象とすること。

5 費用

本事業に要する費用の一部について、県は別に定めるところにより、市町村又は市町村が認めた者が実施する事業に対して補助するものとする。

別添 4

医療的ケア児保育支援事業実施要綱

1 事業の目的

人工呼吸器を装着している児童その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある児童（以下「医療的ケア児」という。）が、保育所等の利用を希望する場合に、保育所等における受入れ体制を整備し、医療的ケア児の地域生活支援の向上を図ることを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、市町村とする。

なお、市町村が認めた者へ委託等を行うことができる。この場合において、市町村は、委託等先との連携を密にし、事業に取り組むとともに、委託等先から定期的な報告を求めるものとする。

3 事業の内容

市町村において保育所等に、認定特定行為業務従事者（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和 62 年法律第 30 号）附則第 10 条第 1 項の認定特定行為業務従事者をいう。以下同じ。）である保育士等や看護師、准看護師、保健師又は助産師（以下「看護師等」という。）を配置し、医療的ケアに従事させることや、保育士等が医療的ケアを行うために必要な研修受講への支援等の取組を行い、保育所等における医療的ケア児の受入れ体制を整備し、地域生活支援の向上を図る事業。

4 実施方法

（1）対象児童

子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 19 条第 1 項第 1 号から第 3 号に掲げる小学校就学前子どもに該当する医療的ケア児で、集団保育が可能であると市町村が認めた児童

（2）対象施設

保育所、認定こども園、家庭的保育事業所、小規模保育事業所及び事業所内保育事業所

（3）対象事業

医療的ケア児の支援ニーズや地域資源の状況を踏まえ、保健、医療、障害福祉、教育、防災等の関係機関との連携を図り、対象児童の様態や成長に合わせた支援を行うことを前提とした上で、次の①を実施するとともに、②から⑩までの取組を複合的に実施するよう努めること。

① 市町村において、医療的ケア児の受入れを行う保育所等に、医療機関との連携の下、認定特定行為業務従事者である保育士等又は看護師等、対象児童の医療的ケアに従事する職員を配置し、医療的ケアを実施する。当該職員は、医療的ケア児の受入れを行うために配置する職員であることから、原則として、本事業の実施年度以降に、新たに医

療的ケア児に従事する職員として配置した者に限ることとする（ただし、既に配置されている職員であっても、医療的ケア児に従事する職員として配置されていると認められる場合を除く）。

なお、自治体や医療機関において雇い上げた看護師等を定期又は不定期に巡回による方法により保育所等に派遣する等、医療的ケア児の支援にあたっては、地域の実情に応じて柔軟に活用すること。

② 医療的ケア児の受入れを行う保育所等において、保育士等が認定特定行為業務従事者となるために必要な知識、技能を修得するための研修の他、保育士等及び看護師等が医療的ケア児の保育に必要となる知識及び技術の習得、維持及び向上を図る研修受講のため、次に掲げる取組を実施する。

ア 保育士等及び看護師等の研修受講に係る費用の補助

イ 保育士等及び看護師等の研修受講に係る代替職員の配置に要する費用の補助（ただし、子どものための教育・保育給付交付金において給付の対象となる保育士1人当たり年間3日分を除く。）

③ 医療的ケア児の受入れを行う保育所等において、派遣された看護師等又は認定特定行為業務従事者である保育士等を補助し、医療的ケア児の保育を行う保育士等の加配を行う。

④ 市町村において、「医療的ケア児保育支援者」を配置し、管内保育所等に対し、医療的ケア児の受入れ等に関する支援・助言を行う。

なお、「医療的ケア児保育支援者」は、看護師等又は喀痰吸引等研修（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第11条第2項に規定する「喀痰吸引等研修」をいう。）の課程を修了した者の配置に努めること。

⑤ 市町村において、保育所における医療的ケア児の受入れ等に関するガイドラインの策定（災害時における避難計画や事業継続計画（BCP）等を含む。）を行う。

⑥ 市町村において、保育所における医療的ケア児の受入れを検討するための検討会等を設置し、関係機関等との連携体制を構築する。

⑦ 医療的ケア児が個別に必要となる備品を整備する。

⑧ 保育所等において地震等の災害発生による停電等を想定し、施設において医療的ケア児の安全の確保に必要となる備品を整備する。

⑨ 医療的ケア児が様々な行事や園外活動に参加できるよう、児童や保護者の希望を十分に聞き取り、医療的ケアの内容も踏まえながら福祉車両の確保等の移動支援を行う。

⑩ その他、保育所等における医療的ケア児の受入れに資する事業を実施する。

（4）留意事項

本事業は、保育所等において、単に（3）①に掲げる医療的ケアを実施することが目的ではなく、市町村が、保健、医療、障害福祉、教育、防災等の関係機関とも連携を図り、保育所等における医療的ケア児の受入れを可能とする体制を整備することを目指すものであること

を踏まえた上で、次の①から⑥までに掲げる事項について十分留意して実施すること。

- ① 医療的ケア児の受入れに当たっては、保育所等において児童の様態や成長に合わせた支援を行うため、医師や看護師、市町村職員等を含めた検討会議を設け、受入の可否を判断するとともに、受入れ後の医療的ケア児の保育内容についても、医療機関等との連携体制を維持し、集団における子どもの育ちに注目した指導計画及び支援計画を作成するなど、適切な保育の実施につなげること。
- ② 医療的ケア児の受入れの検討に当たっては、単に医療的ケアの観点だけでなく、障害特性に応じた支援が必要となる場合があることも留意し、関係機関等とも連携した支援体制について検討を行うこと。
- ③ 医療的ケア児の受入れを行う保育所等においては、対象児童の主治医及び保護者等との協議の上、緊急時の対応についてあらかじめ文書により取り決めを行うこと。
- ④ 保健、医療、障害福祉、教育機関等の関係機関との連携の下、訪問指導や健康診査等の母子保健施策又は保育コンシェルジュ等の活用も図りながら、医療的ケア児の保育ニーズを適切に把握し、必要に応じて保育所等の利用についての情報提供の在り方についても検討することが望ましい。
- ⑤ 保育所等における医療的ケア児の受入れを可能とする体制の整備に当たっては、医療的ケア児の支援ニーズや地域資源の状況を踏まえつつも、対象児童の地域生活を支援するという観点にも十分留意した上で取り組むこと。
- ⑥ (3) ①により、医療的ケア児に従事する職員を配置した保育所等は、受入れの応諾義務があることを踏まえ、医療的ケア児の適切な受入れを行うこと。

5 個人情報の保護

事業に携わる者は、事業により知り得た個人情報等を漏らしてはならないものとする。

また、事業終了後及びその職を退いた後も同様とする。

なお、本事業を実施する市町村が、事業の全部又は一部を委託する場合は、個人情報の保護を十分に遵守させるように指導しなければならない。

6 費用

県は、別に定めるところにより、市町村が実施する事業に要する費用の一部について補助するものとする。